

2009年(平成21年)12月1日 火曜日

Q 長期間消費者金融から借り入れをしていました。任意整理という手続きがあると聞きましたがどのような手続きですか。

## 借金の任意整理手続き



A 任意整理とは、裁判所などの公的機関を利用せずに消費者金融業者と交渉をして、借金を減額する手続きです。一方、出資法の上限は年29・2%と定められる理由は、ほとんどの

消費者金融が利息制限法に違反した貸し付けを行っていたからです。利息は利息制限法と出資法という二つの法律で定められています。利息制限法の上限は年15%(元金が10万円以上の場合は年15%)ですが、これに違反して利息で貸し付けを行う業者が多かったのです。任意整理では、利息制限法を超えて支払った分を元金に充当しても罰則はありません。

そのため、罰則のない利息制限法を守らずに、出資法ぎりぎりの利息で貸し付けを行う業者が多かつたのです。任意整理では、利息制限法を超えて支払った分を元金に充当することになります(なお、法改

正により出資法の上限よりも20%に引き下げられることになります。

弁護士など法律家が任意整理の依頼を受けたことになります。

文書を業者に送り、取引履歴を請求します。取引履歴

この受任通知により業者からの支払い請求が止まります。取引履歴を基に利息制限法による引き直し計算を行

い、借金の残額を確定します。取引期間が長

くなければ借金がなるべく減らすことでもあります。

郎)

## 消費者金融と減額交渉

よりお金が戻ってくる場合もあります。

任意整理のメリットは借金の減額や、今後の利息カットの交渉が可能という点にあり、デメリットは信用情報機関(アラックリスト)に情報登録されて今後の借り入れが困難となることがあります。取引期間が短い場合には借金があり減らないこともあります。

一度弁護士など、法律の専門家に相談されるとよいと思います。(弁護士 松田健太)